

次順位買受申込者について

1 次順位買受申込者とは

- (1) 次順位買受申込者とは、入札形式で行う不動産等の公売において、落札者(最高価申込者)又はその代理人等が買受代金を納付しなかった場合などに、公売物件を買受ることができる入札者のことです。
- (2) 開札後、以下の条件を全て満たす入札者が、次順位買受申込者として決定されます。
 - ・最高価申込者の入札価格に次ぐ高い価格で入札していること
 - ・入札価格が最高価申込者の入札価格から公売保証金を差し引いた金額以上であること
 - ・入札時に次順位買受申込みを行っていること※上記条件を満たす入札者が1人もいない場合は、次順位買受申込者の決定は行いません。
※上記条件を満たす入札者が複数名存在する場合は、自動抽選により次順位買受申込者を決定します。
- (3) 落札者(最高価申込者)又はその代理人等が買受代金を納付した場合には、当該次順位買受申込者が納付した公売保証金は返還いたします。

2 次順位買受申込者への申込手続

- (1) 次順位買受申込者となることを希望する場合、入札時に表示される「入札の内容の確認」画面の「次順位買受申し込み」の欄で「申し込む」を選択してください。
- (2) 申込時の注意
 - ※1 この申込は取り消せません。
 - ※2 この手続き以降に、次順位買受申込の機会はありません。
 - ※3 共同入札の場合は、代表者が同様の手続きで申込を行ってください。

3 次順位買受申込者の決定

- (1) 開札後、公売担当部署が条件に当てはまる入札者を次順位買受申込者と決定します。決定の通知は、予めログインIDで認証されたメールアドレスに、該当物件の売却区分番号等が記載された電子メールでお知らせします。
- (2) 公売担当部署に、決定のメールが来た旨を電話でお伝えください。なお、売却区分番号、住所(所在地)、氏名(名称)、日中の連絡先などを聞き取りますので、予めお手元にご用意ください。
- (3) 次順位買受申込者を決定したときは、次順位買受申込者のカナ指名と次順位買受申込価格が、入札者又は代理人などにのみURLが開示されるwebページ上に一定期間公開されます。

4 次順位買受申込者への売却決定

- (1) 落札者(最高価申込者)又はその代理人等が、買受代金納付期限までに代金を納付しなかった場合、次順位買受に売却決定がなされます。売却決定された次順位買受申込者は、その物件を買い取ることができます。
- (2) 次順位買受申込者への売却決定、若しくは売却決定がされなかった旨の連絡は、落札者(最高価申込者)の買受代金納付期限日に、公売担当部署から電話でお知らせいたします。
- (3) 売却決定された次順位買受申込者又はその代理人等は、物件詳細画面に表示されている「売却決定された次順位買受申込者の代金納付期限」を確認し、表示されている期限までに買受代金を納付してください。

※通常、次順位買受申込者の納期限は、次順位買受申込者へ売却決定された日から起算して7日を経過した日となっています。

※代金納付期限日までに買受代金の納付がない場合、公売保証金は没収となります。

- (4) 売却決定された次順位買受申込者又はその代理人等は、公売物件を買い受けるために必要な書類を、「売却決定された次順位買受申込者の代金納付期限」までに公売担当部署へ提出してください。

※納付の手続等については「落札後の手続き(不動産)」をご参照ください。